**被災代替家屋に係る固定資産税の減額申告書**

(あて先)滑川市長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　(申告者)住所又は所在地　　　〒

又は名称

　　　　　　　　　電話番号

個人番号又は法人番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

　令和６年能登半島地震により、滅失し又は損壊した家屋に代わるものとして家屋を取得し、又は損壊した家屋を改築したので、地方税法第352条の３に基づく固定資産税の減額の適用を受けるため、申告します。

１　代替家屋について

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所有者 | 住所(所在地) |  |
| 氏名(名称) |  |
| 被災家屋の所有者との関係 | * 本人　□相続人　□その他（　　　　　　　）
 |
| 代替家屋 | 所在地 |  |
| 家屋番号 |  | 種類(用途) |  |
| 床面積 |  | 構造 |  |
| 取得年月日 |  | 共有持分 |  |
| 取得の状況 | □取得（　新築　・　既存　）□被災家屋の改築□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 所有者 | 住所(所在地) |  |
| 氏名(名称) |  |
| 被災家屋 | 所在地 |  |
| 家屋番号 |  | 種類(用途) |  |
| 床面積 |  | 構造 |  |
| 処分年月日 |  | 共有持分 |  |
| 現在の状況 | □解体済　□売却済　□その他（　　　　　　） |

２　被災家屋について

**１　特例対象者**

（1）令和６年能登半島地震による被災家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む）

（2）被災家屋の所有者に相続が生じたときはその相続人

（3）代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族

（4）（1）の所有者が法人である場合、合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人、又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおける分割承継法人

※被災家屋の所有者とは、令和6年1月1日現在の所有者をいいます

**２　被災家屋の要件**

（1）令和６年能登半島地震により、滅失又は損壊した家屋

※罹災証明書の判定が【半壊】以上であること

（2）取壊し又は売却等の処分がなされていること

**３　代替家屋の要件**

(1) 被災家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋であること（中古取得を含む）

(2) 被災家屋と種類（用途）又は使用目的が同一であること

**４　取得期限**

令和6年1月1日から令和11年3月31日までの間に取得又は改築したもの

**５　減額割合と減額期間**

被災家屋の床面積相当分に係る固定資産税額について、取得の翌年から4年度分を2分の1減額します

共有名義の場合は、持分割合に応じて面積按分により算定します

**６　提出書類**

(1) 被災代替家屋に係る固定資産税及び都市計画税の減額申告書

(2) 罹災証明書(写)

(3) 被災家屋の解体、除却、売却等、処分を確認できる書類

（解体前後の）写真及び位置図、解体契約書(写)、売買契約書(写)、解体完了通知書(写)等

(4) その他

 (ア) 代替家屋の取得者が被災家屋の所有者と異なる場合に、関係を証する書類

・相続人の場合：戸籍謄本(写)等

・被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族の場合：戸籍謄本(写）、住民票(写)等

・合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人、又は分割承継法人の場合：法人登記簿謄本(写)等

**７　提出期限**

代替家屋を取得又は改築した翌年の1月31日